

軽自動車税の廃車等の手続きは3月31日までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。
 廃車・譲渡・住所変更等の手続きは、3月31日までに行ってください。
 軽自動車税は、自動車税と異なり、4月2日以降に廃車・譲渡等をしていても全額納付となります
 (月割計算などは行われません)。

原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)、小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)
届出先 役場財政課税務係 (56-2111)、各支所 (鬼鹿: 57-1111、達布: 58-1111)
軽自動車 (660cc 以下三輪・四輪車、125cc を超え 250cc 以下のバイク)
届出先 全国自動車協会連合会旭川事務所 (0166-53-7300)
二輪の小型自動車 (250cc 超えのバイク)
届出先 旭川地方自家用自動車協会 (0166-51-1221)

軽自動車税の減免が受けられます

障がい者または障がい者と生計を一つにする方で、一定の要件に該当する方は、軽自動車1台に限り軽自動車税が減免される制度があります。納期限【平成30年度は5月1日(火)】を過ぎるとその年度の減免を受けることはできません。なお、自動車税との減免の併用はできません。

◎該当要件

- ・身体に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車等
- ・精神に障がいを有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車等
- ・身体障がい者で18歳未満の者と生計を一つにする者が所有する軽自動車等
- ・精神障がい者と生計を一つにするものが所有する軽自動車
- ・身体若しくは精神に障がいを有する者のみで構成される世帯の者を常時介護する者が運転する軽自動車等



◎必要書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・納税義務者の個人番号カード又は個人番号の通知カード (個人番号を記入していただくため)
- ・免許証 (実際に減免を受ける車を運転する方のもの)
- ・車検証、納税通知書、印鑑

◎対象となる障がいのある方の範囲

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○		○	
音声機能障害			○(注)			
(注) 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。						
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○			
	移動機能	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○	○		
腎臓機能障害	○		○	○		
呼吸器機能障害	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障害	○		○	○		
小腸機能障害	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	○		
肝臓機能障害	○	○	○	○		

◎ 知的障がいのある方

- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により知的障がいがあると判定された方

◎ 精神障がいのある方

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・精神科医の診断書により精神に障がいがあると診断された方

◎ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

◎申込み・問い合わせ先

財政課税務係 (56-2111)、各支所 (鬼鹿支所: 57-1111、達布支所 58-1111)